

現名義人様が生前に承継人を指定した場合

◎原則として、生前指定承継は当初使用許可日から10年間はお受けできません。

必要な書類等 （状況により、その他の書類が必要な場合もあります）

チェック

- ☐ 1 申請者の実印（必ずご持参ください）
- ☐ 2 申請者の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内の原本提出）
- ☐ 3 指定書（現名義人の実印を押したもの） ※用紙は申請受付窓口にあります
- ☐ 4 現名義人の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内の原本提出）
- ☐ 5 戸籍謄本類（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本）
※下記の2点について確認できる書類
- ☐ ①申請者の現在の戸籍謄本（発行から6ヶ月以内のもの）
- ☐ ②現名義人と申請者の関係が確認できる戸籍謄本類
- ☐ 6 承継理由が確認できる書類等（戸籍謄本、診断書等）
※承継理由によって提出していただく場合があります。
- ☐ 7 東京都霊園使用許可証
紛失の場合は、直近の管理料領収書（口座振替の場合は口座振替通知書）
- ☐ 8 承継使用申請書及び誓約書
用紙は申請受付窓口にありますので、申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。
- ☐ 9 手数料 2,000円（承継使用申請墓所1箇所につき。現金でご用意ください）
- ☐ 10 郵便切手 530円分（新しい霊園使用許可証を郵送する簡易書留代です。切手でご用意ください）

詳しい説明が必要な場合もありますので、事前にお近くの都立霊園窓口、
または公園協会霊園課窓口にご相談の上、必要書類等を揃えて手続きしてください。

※ 提出される書類等はすべて原本をお持ちください。

※ 印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は
「原本」と「写し」の両方をお持ちください。

申請は上記書類等を揃えて ①ご利用の都立霊園管理(事務)所
②ご利用以外の都立霊園管理(事務)所
③公益財団法人東京都公園協会霊園課
のいずれかの窓口で行ってください。

※郵送による申請はできません。

お手続きの際に不足の書類があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

(公財)東京都公園協会公園事業部 霊園課 電話 03 (3232) 3151 _____ が対応しました。
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」16階